

# 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約（案）の概要

## 連携中枢都市圏の意義

➤ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏における取組内容

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**  
地域医療確保のための病院郡輪番制の充実、  
地域公共交通ネットワークの形成 等

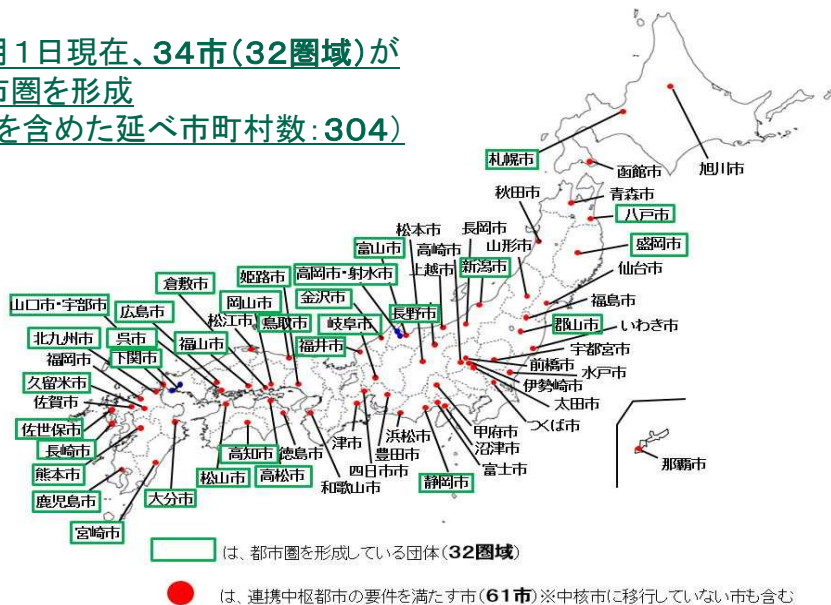
## 連携中枢都市圏形成の推進

- **地方自治法を改正し**、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、国費による支援
- 平成27年度から、**地方交付税措置を講じて全国展開**

## 構成要件

➤ 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

平成31年4月1日現在、**34市(32圏域)**が  
**連携中枢都市圏を形成**  
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



## 連携中枢都市圏形成のための手続き



※地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決が必要

# 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約（案）の概要

## 連携協約の内容（案）

### 【目的】(第1条)

この連携協約は、甲及び乙が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を相互に連携して実施することにより、圏域に有する「うみ・まち・ひと」にわたる地域資源を結びつけながら、圏域の住民が活力にあふれ、圏域外の住民に魅力を発信できる持続可能で発展する圏域を形成すること

### 【連携する取組及び役割分担】(第3条)

次の各連携施策について、青森市は中心的な役割を担い、各町村は連携して取組む

連携施策(15施策)	取組内容
産学官民一体となった圏域の経済成長等の推進体制の整備	産学官民一体となった青森圏域連携中枢都市圏ビジョン懇談会(以下「ビジョン懇談会」という。)等の推進体制を整備・運営し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進捗管理等に取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成を図るため、起業支援等、各種連携事業に取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源の活用による地域ブランド育成や販路拡大等、地域経済の裾野拡大を図るため、各種連携事業に取り組む。
戦略的な観光施策の展開	圏域の観光資源を活用した魅力向上や情報発信等、圏域への誘客拡大を図るため、各種連携事業に取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	高等教育機関等と連携し、人材育成及び地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。
地域医療	地域医療の充実を図るため、地域の医療従事者に対する研修や医療機器の共同利用等、各種連携事業に取り組む。
介護	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の構築に向けた支援等、各種連携事業に取り組む。
保健・福祉	子育て環境の充実、高齢者や障害者への支援、健康寿命延伸に向けた取組等、保健・福祉の向上を図るため、各種連携事業に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育や社会教育環境等の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。
地域振興	地域のにぎわい創出等、地域振興に向け、各種連携事業に取り組む。
災害対策	災害時応援体制の整備や人材育成等、防災体制の充実を図るため、各種連携事業に取り組む。
環境	陸奥湾をはじめ自然環境の保全を図るため、各種連携事業に取り組む。
移住促進	移住・定住の促進を図るため、圏域の情報発信や移住相談体制の充実等、各種連携事業に取り組む。
結びつきやネットワークの強化に係る連携	結びつきやネットワークの強化に係る分野の充実を図るため、消費生活相談や啓発の実施等、連携中枢都市圏構想の趣旨に沿うものに取り組む。
人材の育成	圏域職員の資質等の向上を図るため、合同職員研修や職員の人事交流等、各種連携事業に取り組む。

## 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約（案）の概要

### 【その他】

基本方針(第2条)、事務執行にあたっての連携、協力及び費用分担(第4条)、定期的な協議(第5条)、疑義の解決(第6条)について規定

※費用分担については、事業ごとに協議の上、別途定める

### 【地方自治法 抜粋】

(連携協約)

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

- 2 普通地方公共団体は、連携協約を締結したときは、その旨及び当該連携協約を告示するとともに、都道府県が締結したものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。